

(様式 2 の 2)

【募集時】勤務条件明示書

所属名	千葉県消費者センター	
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号	
任期	令和8年11月 1 日～令和9年 3 月31日	
勤務場所	(採用直後) 千葉県消費者センター 船橋市高瀬町 66-18	(変更の範囲) 変更なし
業務内容	(採用直後) 消費生活相談・苦情に関する業務（消費生活相談員）	(変更の範囲) 変更なし
勤務時間	9 時～17 時	
時間外勤務の有無	業務上必要とする場合は所属長が時間外勤務を命ずる場合あり	
休憩時間	勤務時間のうち 45 分	
週休日・休日	勤務日 月曜日から土曜日のうち 4 日間 週休日 原則週 3 日とする。 毎月の勤務表による。 ※毎月第 3 週の金曜日は所内の全体会議日のため、原則勤務日とする。 休日 「国民の祝日に関する法律」に定める休日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)	
報酬等	1 報酬 月額 消費生活相談員経験 5 年以上 273,200 円、5 年未満 248,800 円 ※報酬額は、年度途中で増額又は減額の改定を行う場合があります。 2 通勤手当に相当する報酬 ㊦・無 3 期末・勤勉手当 ㊦・無 <u>期末手当の額</u> 期末手当基礎額 (273,200 円又は 248,800 円) に支給率 (6 月期・12 月期ともに 126.25/100) 及び在職期間別支給割合 (30/100～100/100) を乗じて得た額 <u>勤勉手当の額</u> 勤勉手当基礎額 (273,200 円又は 248,800 円) に支給率 (6 月期・12 月期ともに 106.25/100) 及び期間率 (0/100～100/100) を乗じて得た額 ※期末・勤勉手当基礎額及び支給率は、年度途中で増額又は減額の改定を行う場合があります。 4 退職手当なし 5 昇給なし 6 時間外勤務に対して支払われる報酬の割増率 ・1日当たり 7 時間 45 分、1週間当たり合計 38 時間 45 分に達するまでの間の勤務に対しては 0%(午後 10 時から翌日の午前 5 時まででは 25%) ・上記以外の勤務に対しては 25～35%(午後 10 時から翌日の午前 5 時まででは 50～60%) 7 休日勤務に対して支払われる報酬の割増率 35%(午後 10 時から翌日の午前 5 時まででは 60%)	

社会保険	任用期間2か月超(任期が2か月以内であっても2か月を超える更新見込がある場合を含む) ■健康保険:地方職員共済組合(短期) ■年金:厚生年金保険(日本年金機構) 任用期間2か月以内(更新の見込がない場合のみ) □健康保険の適用はありません。 □年金の適用はありません。 任用期間が31日以上の場合 ■雇用保険
災害補償	「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づく補償
条件付採用	・ 地方公務員法第22条の2第7項の規定により、採用の日から1月間は条件付採用期間となります。 ・ また、職員の任用に関する規則第15条の2の規定により読み替える同第15条の規定により、採用後1月間に実際に勤務した日が15日間に達しない場合は、日数が15日に達するまで条件付採用期間が延長されることとなります。 ・ その他、同条の規定により、服務及び勤務状況等を勘案した上で、任命権者が特に必要があると判断した場合は、条件付採用期間を任用期間の末日まで延長することがあります。
その他	地方公務員法に基づき服務規律が適用されます。 《服務規律の一例》 ・信用失墜行為の禁止(第33条) ・秘密を守る義務(第34条) ・職務に専念する義務(第35条) 受動喫煙対策 敷地内禁煙